

都市計画道路（3・4・165 太平中央通）の変更案



1 都市計画変更の概要

【3・4・165 太平中央通】

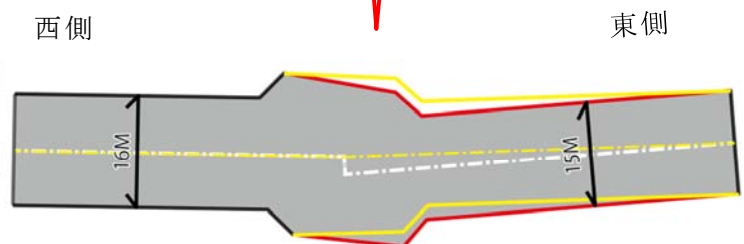
○一部区域の変更



【変更箇所写真】

交差点の西側から撮影

現在の都市計画道路の区域（黄色線）を現状の道路（赤線）に合わせる線形で都市計画変更する。



2 都市計画変更の経緯と理由

(1) 経緯

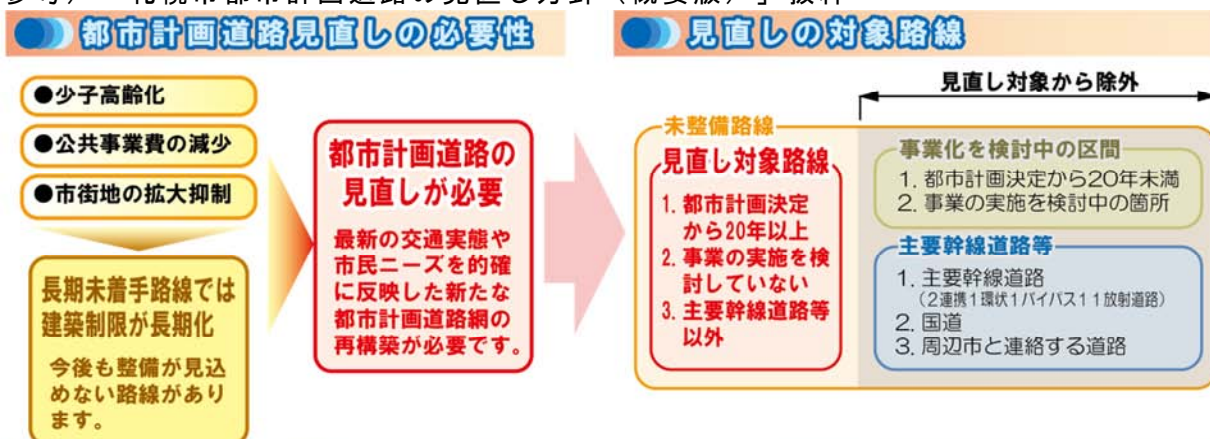
- 太平中央通は、太平地区の区画整理事業にあわせて平成元年に都市計画決定された。
- 今回の変更区間については、交差点で道路センターを結ぶ線形で都市計画決定されているが、現状の道路は交差点で道路センターがずれた線形となっている。

(2) 理由

- 本市では、平成 20 年 3 月に都市計画審議会の議論を経て「札幌市都市計画道路の見直し方針」（下記参照）を策定し、都市計画決定後、長期間整備が行われていない道路について順次対象路線の都市計画の見直しを行っている。
- 当該区間について、この方針に基づき検討を行ったところ、現況道路において都市計画道路の機能が概ね確保されていることから、当該区間について現況の道路線形に合わせた都市計画変更を行う。

※なお、交差点付近については区画線を引き直し、交差点のずれを解消することを予定している。

（参考）「札幌市都市計画道路の見直し方針（概要版）」抜粋



見直しの方法

未着手の状況Ⅱ

都市計画に必要な車線数が確保されているものの、道路の幅や線形が異なっている区間

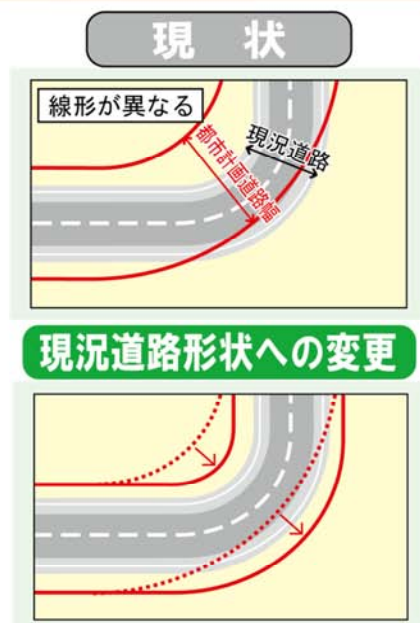
【見直しの指標】

○現況道路において都市計画道路の機能が概ね確保され、道路構造令※2に基づく最小幅員が確保されている。

【個別路線を検討するための視点】

○最小幅員の弾力的な運用を行い、地形や交通事故発生状況など、地域の実情に応じて検討します。

※2 道路構造令：道路を新設、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令



【凡例】
—又は— 現況道路
— 都市計画道路
市街化区域